

秋田県立大学生涯学生制度要綱

平成18年 9月19日
教 育 本 部 長

改正 平成19年 2月 9日

改正 平成20年 3月19日

改正 平成22年 1月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県立大学生涯学生制度規程(以下、「規程」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 生涯学生となることを希望する者は、秋田県立大学長(以下、「学長」という。)に次の書類を提出し、登録の申込みを行わなければならない。

一 生涯学生登録申込書(様式第1号)

二 現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)

三 規程第5条第1項第3号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望理由書(様式第2号)

2 学長は、前項の生涯学生登録申込書に基づき、規定第5条第1項各号の便宜の付与に係る関係本部長の決定を踏まえた上で、生涯学生として登録することの適否を決定する。ただし、規定第5条第1項各号のいずれの便宜も付与しないときは、生涯学生としての登録を許可しないものとする。

3 前項の決定内容は、毎月20日までに受理した生涯学生登録申込書について、原則として翌月1日付けで、生涯学生申込結果通知書(様式第3号)により通知する。

4 申込者は、その結果についての異議を申し立てることはできない。

(図書館の利用)

第3条 教育本部長は、規程第5条第1項第1号の便宜を付与することの適否を決定する。

2 前項の便宜を付与された生涯学生を、秋田県立大学図書館利用要領第2条の(4)の図書・情報センター長が許可した者とみなし、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証(様式第4号)を交付する。

3 前項の生涯学生は、図書館入館の際は、職員に秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書を提示しなければならない。また、秋田県立大学図書館利用要領をはじめとする関係規則を遵守し、利用にあたっては、職員の指示に従わなければならない。

4 第2項の生涯学生は、郵送による図書の借用を希望するときは、資料借用申込書(様式第5号)により申し込まなければならない。

5 前項の郵送先は、生涯学生の現住所(国内に限る。)とする。

6 生涯学生の図書館利用については、教育本部長が統括し、教育本部教務・学生チームが事務を執り行う。

(本学開講科目の受講)

第4条 教育本部長は、規程第5条第1項第2号の便宜を付与することの適否を決定する。

2 前項の便宜を付与された生涯学生は、別に定めるところにより、受講のための手続きを行わなければならない。

3 生涯学生は、その登録期間中に開催される講義科目以外の実験・実習科目等を受講することができない。

4 講義の受講に係る入学検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

5 学長は、生涯学生から受講希望科目の提出があった場合は、聴講生に準じて学内手続きを行

い、その結果を通知するものとする。

- 6 生涯学生の本学開講科目等の受講については、教育本部長が統括し、教育本部教務・学生チームが事務を執り行う。

（本学教員の指導・助言等）

第5条 生涯学生で、規程第5条第1項第3号の便宜の付与を希望する者は、登録を申し込む際に、その指導・助言等を希望する教員3名以内を選定し、指名しなければならない。

- 2 前項において指名することができる教員は、教授又は准教授とする。
- 3 第1項により指名された教員は、希望理由等を確認の上、諾否について意見を述べるものとする。
- 4 教育本部長は、前項の本学教員の意見を尊重した上で、本学教員の指導・助言等に係る便宜を付与することの適否及び指導教員1名を決定する。
- 5 指導教員が担当できる生涯学生は3名までとする。
- 6 第1項の希望者で、指名した教員全員からの応諾が得られなかった者については、個別に調整を行うものとする。
- 7 指導教員は、生涯学生から、電話、FAX、メール又は直接面談による指導・助言依頼があった場合においては、社会通念上、妥当と認められる範囲において、その責務を誠実に果たすものとする。
- 8 本学教員の指導・助言等については、教育本部長が統括し、教育本部教務・学生チームが事務を執り行う。

（公開講座等の開催案内）

第6条 教育本部長は、第2条第1項による登録の申込みがあった者の中から、規程第5条第1項第4号の便宜の付与を希望する者の一覧を取りまとめ、企画・広報本部長に提供するものとする。

- 2 企画・広報本部長は、前項の便宜を付与することの適否を決定する。
- 3 企画・広報本部長は、第1項の生涯学生に対し、適切な時期に、開催案内を行うものとする。
- 4 公開講座等の開催案内については、企画・広報本部長が統括し、企画・広報本部企画・広報チームが事務を執り行う。

（本学広報誌の提供）

第7条 教育本部長は、第2条第1項による登録の申込みがあった者の中から、規程第5条第1項第5号の便宜の付与を希望する者の一覧を取りまとめ、企画・広報本部長に提供するものとする。

- 2 企画・広報本部長は、前項の便宜を付与することの適否を決定する。
- 3 企画・広報本部長は、第1項の便宜を付与された生涯学生に対し、本学広報誌の発行の都度、適切な時期に、送付を行うものとする。
- 4 本学広報誌の提供については、企画・広報本部長が統括し、企画・広報本部企画・広報チームが事務を執り行う。

（登録内容の変更）

第8条 生涯学生は、学長に次の書類を提出することにより、その登録期間内に登録内容の変更を願い出ることができる。ただし、登録期間に変更することができない。

- 一 生涯学生登録内容変更申込書（様式第6号）
 - 二 規程第5条第1項第3号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望理由書（様式第2号）
- 2 前項に定めるもののほか、生涯学生の登録内容の変更の手続きについては、第2条第2項から前条までの規定を準用する。

(異動届)

第9条 生涯学生は、その住所等に異動があった際には、速やかに、学長に生涯学生異動届(様式第7号)を提出しなければならない

(登録の取り下げ)

第10条 生涯学生が、その登録の取消を希望するときは、学長に生涯学生登録取消願(様式第8号)を提出しなければならない。

2 学長は、前項の願い出に基づき、生涯学生の登録を取り消すものとする。

(登録の抹消)

第11条 学長は、生涯学生が本学の名誉を毀損し、又は、毀損するおそれがあると認めるときは、その登録を抹消し、その旨を生涯学生登録抹消通知(様式第9号)により通知するものとする。

2 生涯学生登録抹消通知を受理した者は、そのことについての異議を申し立てることはできない。

(登録期間の更新)

第12条 生涯学生は、その期間の満了後も引き続き生涯学生となることを希望するときは、学長に次の書類を提出することにより、登録期間の更新を申し込むことができる。

一 生涯学生登録期間更新申込書(様式第10号)

二 規程第5条第1項第3号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望理由書(様式第2号)

2 前項に定めるもののほか、生涯学生の登録期間の更新の手続きについては、第2条第2項から第7条までの規定を準用する。

(所管)

第13条 この要綱に定めのある事項を除き、この要綱に関する事務は、教育本部長が所管する。

2 生涯学生の管理、調整については、学部・研究科単位で実施するものとし、規程第3条第1号及び第2号に規定する者のうち、システム科学技術学部及びシステム科学技術研究科における卒業生等については本荘キャンパス教務・学生チームが、生物資源科学部及び生物資源科学研究科における卒業生等については秋田キャンパス教務・学生チームが担うものとする。また、同条第3号及び第4号に規定する者については、秋田キャンパス教務・学生チームが対応するものとする。

(広報)

第14条 この制度の周知については、次の役割にて行う。

一 教育本部教務・学生チーム この要綱に定めのある事項のほか、在学生に対する制度の周知並びに卒業生及び学外者に対する制度周知の教員への協力依頼を担うものとする。

二 企画・広報本部企画・広報チーム この要綱に定めのある事項のほか、学外者に対するこの制度の広報を担うものとし、本学ホームページへの募集掲載をはじめとする各種広報媒体を活用した告知に努めるものとする。

(委任)

第15条 この制度の実施にあたり必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 2月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 1月18日）

この要綱は、平成22年 1月18日から施行する。

平成 年 月 日

生涯学生登録申込書

秋田県立大学長 様

秋田県立大学生涯学生としての登録を申し込みます。

なお、生涯学生となった日以降は、秋田県立大学の生涯学生として、大学の諸規程及び諸指示を順守し、また、社会人としての礼節をもって、法令等に違反する行為や大学の品位を汚すような行為は厳に慎み、母校の発展に寄与するように努めます。

申込者

- 1 ふりがな :
 2 氏名 :
 3 住所 : 〒
 4 電話番号(自宅) :
 電話番号(携帯) :
 5 メールアドレス(自宅) :
 メールアドレス(携帯) :
 6 生年月日(西暦) :
 7 在学時学籍番号 :
 8 在学時所属 :
 (学 部) 学 部 学科(年度卒業)
 (大 学 院) 研究科 専攻(年度修了・単位取得退学)
 (短期大学) 学 科 専攻(年度卒業)

9 申込内容

図書館の利用		
開講科目の受講		別途、受講希望科目申込み手続きが必要です(年2回募集します)
教員の指導・助言		併せて、様式第2号の提出が必要です。
公開講座等の開催通知		
広報誌の提供		原則として、すべての卒業生等にお送りします。

希望する内容の欄に「 」を、希望しない内容の欄に「 x 」を付けて下さい。

現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。

生涯学生に対する提供内容

1 本学図書館の利用

- ・次に掲げる日以外の日の本学図書館の利用ができます(時期により利用可能な時間が異なりますので、直接図書館にお問い合わせください)。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

12月29日から翌年1月3日までの期間

偶数月の末日。ただし、その日が、 から までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日

その他図書館が特に必要と認めた日

- ・図書館を利用する際は、図書館職員に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の提示を行っていただく必要があります。
- ・図書の貸出は、逐次刊行物以外のものを3冊までできます。なお、貸出期間は2週間以内です。
- ・直接来館できない場合には、国内居住者に限り、資料を郵送で貸出することもできます。必要事項を記入した資料借用申込書に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の写しを添付し、郵送やFAX等でお申し込みください。返送の際には、送料をご負担ください。詳細は様式第5号(裏面)を参照してください。

2 本学開講科目の受講

- ・申込みを応諾された後に、年2回(前期開講科目:2月、後期開講科目:8月)受講希望科目の選択などの必要な手続きを行ってください。
- ・手続きについては、その都度、本学ホームページ上に掲載しますので、期間内に忘れずに手続きを行ってください。なお、入学検定料、入学料及び授業料の納付の必要はありません。

3 本学教員の指導・助言等

- ・登録を申し込む際に、あらかじめ指導・助言等を希望する教員を指名していただく必要があります(第3希望までできます)。なお、指名することができる教員は、本学に在籍する教授又は准教授に限ります。
- ・指名があった教員は、指名者の希望理由等を確認の上、諾否を判断します。応諾が得られない場合もありますのでご注意ください。
- ・指名した本学教員の応諾が得られなかった場合は、再度本人に希望を確認の上、調整を行います。
- ・指導教員が決定した場合は、その教員に対し、電話、FAX、メール又は直接面談による指導・助言を依頼することができます。

4 公開講座等の開催案内

- ・本学又は学部で主催する公開講座及び公開講演会の開催をご案内致します。
- ・なお、参加する場合等についての必要事項などは、その都度、お知らせします。

5 本学広報誌の提供

- ・本学が発行する広報誌を、発行の都度、送付します。

【注意事項】～申込時等に記載いただく個人情報について～

当「生涯学生登録申込書」に記載されたあなたの個人情報は、本学から登録申込みをいただいた方(及び生涯学生として登録された方)ご本人への連絡や対応管理のためなど、生涯学生制度の実施に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

平成 年 月 日

指導教員希望理由書

秋田県立大学長 様

【申込者】

(住 所)〒

(氏 名)

(学籍番号)

私は、次の理由により、貴学教員の指導・助言等を希望します。

1 指導・助言を受けたい内容

(この内容で教員の諾否の判断が行われますので詳細に記入して下さい。スペースが不足の場合は、別紙として下さい。)

2 指導・助言等を希望する教員

	所属(学部・学科))	職 名	氏 名
第1希望			
第2希望			
第3希望			

【参考】

申込者卒業(修了)学部(研究科)・学科(専攻)等

現在の職業(会社名)・職務内容等

平成 年 月 日

生涯学生申込結果通知書

様

秋田県立大学長

応諾の場合

あなたを、秋田県立大学生涯学生として登録します。

本学卒業生・修了生等としての自覚を持ち、本学諸規程を遵守の上、一層の学修に努めてください。

なお、あなたの登録番号は「」、登録期間は「平成 年 月 日から平成 年 月 日」までです。

また、(変更)申込みのあった支援内容のうち、応諾する内容は次のとおりです。

本学図書館の利用

条件：

本学開講講義の受講

条件：

本学教員の指導・助言等

条件：

公開講座等の開催案内

条件：

本学広報誌の提供

条件：

却下の場合

あなたから登録の申込みがあった生涯学生については、次の理由により、応諾できませんのでご了承ください。

【応諾できない理由】

(表面)

	秋田県立大学生涯学生
	図書館利用者証
氏名	_____
登録番号	_____
有効期限：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで キャンパス(発行キャンパス名・連絡先を記入) 〒010-0195 秋田市下新城野字街道端西241-438 TEL 018-872-1561	

(裏面)

<p>【留意事項】</p> <p>1 図書館を利用する際は、図書館職員にこの利用者証を提示して下さい。</p> <p>2 図書館の休館日は次のとおりです。 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの期間 偶数月の末日。ただし、その日が、 から までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日 その他図書館が特に必要と認めた日</p> <p>3 利用時間は、時期によって異なりますので、直接図書館にお問い合わせください。</p>
--

平成 年 月 日

資料借用申込書

秋田県立大学
図書・情報センター長 殿

下記の図書の現物借用をお願いいたします。
なお、借用しました上は、責任をもって返却いたします。

太枠内をご記入ください。

借用希望資料	書名			
	編著者名			
	出版社		出版年	
	資料ID		請求記号	
借 用 者	氏名			
	登録番号			
	住所 (送付先)	〒		
	TEL		FAX	

図書館記入欄	
受付日	
送付日	
返却予定日	
返却確認日	

資料借用申込書の利用について

- ・必要事項を記入した資料借用申込書に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の写しを添付し、郵送やFAX等でお申し込みください。送付先は現住所(国内に限る)を記入してください。
- ・1冊の資料につき、1枚の申込書を提出してください。
- ・資料の検索は、秋田県立大学ホームページの「図書・情報センター」から蔵書検索(OPAC)をご活用下さい。
<http://www.akita-pu.ac.jp/library/index.htm>
- ・図書の貸出は、逐次刊行物以外のものを3冊までできます。なお、貸出期間は2週間以内です。
- ・予約がない場合のみ、一回に限り、貸出の延長ができます(2週間)。ご希望の際はメール、FAX、電話等でご連絡ください。
- ・図書館から送付する際の送料は大学が負担しますが、図書館へ返却する際の送料はご負担ください。
- ・返却する際、簡易書留あるいは宅配便など確実に届く方法で送付してください。直接来館して返却することもできます。
- ・返却する際は、貸出時に図書館から送った封筒に入れてご返却ください。別の封筒をご使用の場合は資料が傷まないよう梱包にご注意ください。返却は、資料を送付した図書館へお願いします。

【図書貸出・資料借用申込書に関するお問い合わせ先】

秋田県立大学図書・情報センター

秋田キャンパス 〒010-0195 秋田市下新城野字街道端西241-438
TEL : 018-872-1561 FAX : 018-872-1674
E-mail : a_library@akita-pu.ac.jp

本荘キャンパス 〒015-0055 由利本荘市土谷字海老ノ口84-4
TEL : 0184-27-2049 FAX : 0184-27-2185
E-mail : h_library@akita-pu.ac.jp

大潟キャンパス 〒010-0444 南秋田郡大潟村字南2-2
TEL 0185-45-2028 FAX 0185-45-2021
E-mail : toshokan@akita-pu.ac.jp

【注意事項】～申込時等に記載いただく個人情報について～

「資料借用申込書」に記載されたあなたの個人情報は、登録申込みをいただいた方(及び生涯学生として登録された方)のうち、図書館の利用をご希望されたご本人への連絡や対応管理のためなど、生涯学生制度の実施に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

平成 年 月 日

生涯学生登録内容変更申込書

秋田県立大学長 様

【生涯学生】
(住 所)〒

(氏 名)

(登録番号)

私は、秋田県立大学生涯学生登録内容の変更を希望しますので、次により申込みをします。

申込者

- 1 ふりがな :
- 2 氏名 :
- 3 電話番号(自宅) :
- 電話番号(携帯) :
- 4 メールアドレス(自宅) :
- メールアドレス(携帯) :
- 5 申込内容 :

図書館の利用		
開講科目の受講		別途、受講希望科目申込み手続きが必要です(年2回募集します)。
教員の指導・助言		併せて、様式第2号の提出が必要です。
公開講座等の開催通知		
広報誌の提供		原則として、すべての卒業生等にお送りします。

追加する内容の欄に「 」を、取消をする内容の欄に「×」を付けて下さい。

住所に変更があった場合は、現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。

平成 年 月 日

生涯学生異動届

秋田県立大学長 様

【生涯学生】

(住 所)〒

(氏 名)

(登録番号)

次のとおり住所等が変更になりましたので届け出ます。

【前内容】

(住 所)〒

(氏 名)

(電話番号)

(電話番号：携帯)

(メールアドレス)

(メールアドレス)

【変更後内容】

(住 所)〒

(氏 名)

(電話番号)

(電話番号：携帯)

(メールアドレス)

(メールアドレス)

現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。

平成 年 月 日

生涯学生登録取消願

秋田県立大学長 様

【生涯学生】
(住 所) 〒

(氏 名)

(登録番号)

秋田県立大学生涯学生としての登録を取消して下さいをお願いします。

平成 年 月 日

生涯学生登録抹消通知

様

秋田県立大学長

次の理由により、あなたの秋田県立大学生涯学生としての登録を抹消しますので通知します。

【抹消理由】

平成 年 月 日

生涯学生登録期間更新申込書

秋田県立大学長 様

【生涯学生】
(住 所)〒

(氏 名)

(登録番号)

私は、秋田県立大学生涯学生としての登録期間の更新を希望しますので、次により申込みをします。

申込者

- 1 ふりがな :
- 2 氏名 :
- 3 電話番号(自宅) :
電話番号(携帯) :
- 4 メールアドレス(自宅) :
メールアドレス(携帯) :
- 5 申込内容 :

図書館の利用		
開講科目の受講		別途、受講希望科目申込み手続きが必要です(年2回募集します)。
教員の指導・助言		併せて、様式第2号の提出が必要です。
公開講座等の開催通知		
広報誌の提供		原則として、すべての卒業生等にお送りします。

希望する内容の欄に「 」を、希望しない内容の欄に「×」を付けて下さい。

住所に変更があった場合は、現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。